

公立大学法人岐阜県立看護大学
平成27年度 業務の実績に関する評価結果
【参考資料】

平成28年9月

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

法人の概要

1 法人の現況

(1) 法人名

公立大学法人岐阜県立看護大学

(2) 所在地

岐阜県羽島市江吉良町3047番地1

(3) 設立年月日

平成22年4月1日

(4) 役員の状況（平成27年5月1日現在）

理事長 黒江 ゆり子

理事 北山 三津子

理事 服部 律子

理事 宇野 秀宣

理事（非常勤）岡安 賢二

監事 芝 英則

監事 滝 文謙

(5) 組織図

別紙のとおり

(6) 職員数（平成27年5月1日現在の教員・事務職員数）

教員 55名（学長含む。） 事務職員 26名

2 法人の基本的な目標

(1) 中期目標の前文

岐阜県立看護大学は、岐阜県民の保健・医療・福祉のニーズに対応するためには看護サービスの質の向上が急務であるとして、平成12年に開設され、看護の基礎を修得した人材の供給、大学院教育による看護実践指導者の育成、現職看護職者の生涯学習支援のための路を開いてきた。

公立大学法人岐阜県立看護大学は、これまでの実績をさらに発展させ、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた看護学の高等教育機関として大学を設置し、管理することを目的とする。

前記の目的を達成するため、看護職としての責任を遂行できる人材を育成するとともに、県内の現職看護職者に対しては、大学院教育を中心とした看護学にかかる生涯学習を推進するほか、専門性を高めるための学習の機会を積極的に提供し、その資質の向上に努める。

(2) その他法人の特徴として記載すべき事項

本学では、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者を育成することを追求している。看護学は、保健師・助産師・看護師等の看護職者が行う業務や諸活動に科学的根拠と理論的体系を与える学問であるが、特に、これらの看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点をおき、人材育成を主眼としている。

近年、ケアに関する人々の要望は多様化・複雑化している。これらに対応するためには、単に技術や知識を身につけるだけではなく、豊かな人間性と確実な技術力と倫理的判断力が求められている。これらができる人づくりが、看護学部看護学科と大学院看護学研究科のめざすところである。

本学の研究活動では、県立大学の特色を踏まえて、岐阜県下の看護職とともに、現地に出向いて共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めている。看護実践の質を高める活動の輪を広げながら、本学卒業者を含め、看護の実務に就いている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担う。岐阜県下の看護サービスの向上から出発した研究・教育活動を通して、国内はもとより、世界のどの地でも通用する看護学の普遍的知見を創出し、実践性・応用性に富む学術の発展を図ろうとしている。

3 設置する大学の概要

(1) 名称

岐阜県立看護大学

(2) 看護学部看護学科の教育理念・目標

ア 教育理念

看護学は、保健師、助産師、看護師等、看護職の仕事の専門性を支える学問である。本学は、どのようにしたら人々に質の高い看護サービスが提供できるかを追求する。そのために看護学の立場から責任を持って問題解決に取り組める人材を育成することを目指している。

学士課程では、看護学領域の専門の基礎を教授する。これから看護専門職には、人々のヘルスケニアーズに対応できる能力や、多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力、さらには保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働し、各メンバーの役割機能を調整し指導性を發揮できる能力が求められる。学士課程の段階では、その基盤となる総合的な学力と人間性の涵養を重視する。

また、本学は、県内の保健・医療・福祉の諸問題に対しては、県立の高等教育機関として研究活動に基づく理論的な裏付けを持って創造的な解決策を提言し、改革の原動力となる人材の育成と供給を行う。そのために、地域の生活文化や人々のライフスタイルに即応したヘルスケアのあり方を追求し、看護実践にかかる研究活動を活発に行う。したがって、看護学科の教育では、これらの研究活動を反映し、実践性・応用性に富んだ教育素材を用いた学修が組まれている。看護学は、生涯を通してその専門性を深めるべき学問領域であるので、看護学科では、これらの特色ある教育を通して、その入り口を確実に導く。

イ 教育目標

本学で育成しようとする看護職の姿は、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本と技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇した困難や諸問題の解決について、深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとつて活躍できる人である。

そのため、次の能力の育成を目指す。

- ・看護実践に必要な基本的技術と知識を持つジェネラリストとしての能力
- ・生活者としての人間に対する深い理解と総合的判断力
- ・看護の対象となる人とその家族、地域住民等の本来持っている問題解決能力を支え、健康問題の解決に貢献する能力
- ・保健・医療・福祉等の関係者並びに地域を構成する人など、ケアにかかわる人々と協働活動ができる能力

- ・看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を高め、看護実践の改革に貢献できる基礎的能力

(3) 看護学研究科の教育理念・目標

ア 教育理念

看護の諸活動は、人々の生活の営みを健康生活の面から支えるものであり、その中心的課題は人権尊重に基づく自立的問題解決への支援である。この支援では、常に看護サービス利用者中心のあり方が基本となる。

本研究科では、個人の尊厳と人権の尊重を基盤に据えた利用者中心のケアのあり方を追究し、広い視野から看護実践の改革を積極的に推進できる創造的・先駆的指導者層の育成を目指している。この教育・研究活動を通して、国民が受け取る看護サービスの質の向上を図り、同時に、実践性・応用性の高い看護学の確立と発展を図ることを目的としている。

イ 教育目標

(ア) 博士前期課程

看護実践の現場で活躍する専門性の高い人材の育成を目指している。そのため、看護実践の現場において利用者の多種多彩なニーズを適確に捉え、利用者中心のケアを確実に導くことができることを重視している。

これらの看護職者は、同時に看護実践の特質を踏まえた看護学教育にも関与でき、現職者の看護生涯学習支援に貢献できる人材であり、下記の能力を有する看護の実践的指導者である。

- ・専門性の高い看護実践を遂行する能力
- ・看護の質の充実に向けた改革を実行する能力
- ・多様な関係者の中で、ケア充実に向けた調整・管理をする能力
- ・総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力
- ・各種の専門領域で、後輩の指導を担う能力

(イ) 博士後期課程

看護実践の研究能力を付与する教育を担うことのできる看護職者を育成する。

具体的には、まず大学・大学院における教員として、看護実践の特質を踏まえた教育研究活動を実施できる人の育成である。次に、看護実践現場において必要な人材として、複雑な要因が絡む看護実践の改革を組織的に指導できる実践研究指導者の育成である。

そのため、下記の能力を培う。

- ・保健・医療・福祉施設など、看護サービスが提供される場に關する多様な要因について理解がで

き、実践の改善・改革の研究を指導できる能力

- ・県域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力
- ・利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力
- ・看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育(基礎教育)や大学院教育を実施できる能力

(4) 沿革

平成12年4月 岐阜県立看護大学開学

平成16年4月 看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設

平成18年4月 看護学研究科看護学専攻（博士課程）開設

平成22年4月 地方独立行政法人法に基づき公立大学法人へ移行

(5) 学生の状況（平成27年5月1日現在の学部学生・大学院学生数）

看護学部 321名

看護学研究科 37名

(6) その他

平成20年4月に看護学研究科専門看護師コース（慢性看護、小児看護、がん看護）を開講した。
大学院博士前期課程に専門看護師コースの平成26年度修了生3名が専門看護師認定審査に合格し、本学修了者の専門看護師は11名（慢性看護4名、小児看護3名、がん看護4名）となった。

全体的な状況

1 大学の教育研究等の質の向上の状況

平成27年度は本学開学16周年及び法人第1期の6年目であることから、教育研究等に関するこれまでの取組みの成果把握を進めるとともに、開学以来改善を重ねてきた教育内容の堅実な実施を行った。看護学科の教育では、看護師・保健師等のダブルライセンス（看護師免許・保健師免許）以上の取得を目指している本学学生の教育における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定するとともに、生涯学習の基礎作りとして開発及び実施方法を確立した「看護学統合演習」を継続実施した。また、学生の主体的に学び続ける能力育成を目指し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）（※1）活動として生涯学習の基盤形成における教員の役割等について検討する研修会を行うとともに本学科の教育の成果及び今後に向けた課題を明確にすることを目的に本学卒業者を対象とした調査を推進した。シラバス（授業計画）作成においては、学生が各授業における学修内容を十分に把握することで主体的学修を一層推進できるよう内容充実を図った。さらに、学生が看護職者として働くことへのイメージを深めることができるように本学卒業者と学生との交流会を開催し、7名の卒業者がシンポジストとして参加し、一年次から四年次の学生231名との交流を行った。

大学院看護学研究科においては、博士前期課程修了者10名（うち専門看護師コース2名）に修士（看護学）の学位、博士後期課程修了者1名に博士（看護学）の学位を授与し、修了後は岐阜県の看護の質向上を目指して自施設にて看護実践研究を発展的に継続するよう支援した。また看護実践研究の指導方法の充実を目指し、平成26年度に実施した博士前期課程二・三年次の指導に関する検討を踏まえ、4領域に共通した修士論文指導に焦点をあてた研修会を開催し、看護実践研究指導のあり方について検討を続けた。平成26年度に実施した修了者の活動状況に関する質問紙調査の結果を共有し、人材育成活動・慢性領域看護活動・地域保健活動・在宅支援活動等において看護実践の改善・改革への取組みが意識的・理論的に行われている等を確認した。さらに専門看護師教育課程の基準が38単位以上になることを踏まえ、共通科目Bの審査基準に基づき昨年度開講した看護ヘルスアセスメント論に続き、病態生理学の授業内容を検討し平成28年度開講の準備を行った。平成26年度修了者には専門看護師資格試験申請に向けた支援を行い、申請を行った3名（慢性看護2名、がん看護1名）が合格し専門看護師資格を取得し、これにより本学大学院修了者の専門看護師は11名（慢性4名、小児3名、がん4名）となった。また大学院修了者が修士論文を指導教員と共に掲載された。教員の研究教育能力の育成についても検討し、教員の看護系大学院博士前期課程及び博士後期課程への進学を支援し、本学を含め看護系大学院博士前期課程に4名の教員、博士後期課程に4名の教員が就学している。科学研究費助成事業については申請（新規）9件のうち4件（44%）が採択され、教員

の14名（25%）が研究代表者となった。本学紀要への掲載論文数は原著2編、研究報告4編、資料7編で総数13編、この他に著書、学会誌等への論文掲載、学会学術集会での発表、報告書編纂（文部科学省科学研究費助成事業研究成果報告書）等を含め質量ともに充実した。また、海外研修支援制度を活用して3名が海外の学術集会で発表した（12th International Family Nursing Conference：デンマーク1名・The 6th international conference on community health nursing research：韓国2名）。さらに本学卒業者の卒業後の看護実践能力の獲得状況に関する調査（平成23－26年度科学研究費補助金：基盤研究C）の結果をFD研修会において報告し、卒後の各経験年数における看護実践能力の獲得状況をふまえ、第1－2期卒業者が卒後10年目以上を迎えることから、今後は中間管理職に求められる能力開発のための研修会等による支援が必要であることを共有した。

本学は岐阜県内看護職者の生涯学習支援拠点としての役割を重視し、本学教員と現場看護職者が共に看護実践の改善改革を目指す共同研究事業及び看護実践研究指導事業等を推進している。平成27年度は共同研究事業19課題に取り組み、「共同研究報告と討論の会」の開催では132名の参加者による討論を行った。看護実践研究指導事業は4課題について各種研修会を含め実施し、各種研修会における岐阜県看護職者のニーズは高く、岐阜県内の保健・医療・福祉機関で就業している看護師・保健師・助産師等の看護実践研修プログラムとなり、全体で298名の参加に至り看護の質向上に寄与した。これらの報告書は冊子とホームページにPDF公開するとともに、平成28年度から岐阜県立看護大学リポジトリ（※2）において公開するための準備を行った。また岐阜県看護実践研究交流会会員への研究支援は14課題について行い、課題ごとに教員2名が支援した。

本学卒業者への生涯学習支援としては、卒後1年目交流会・卒後2年目交流会をそれぞれ開催するとともに、学部同窓会との共催で卒業者交流会を開催し、教員を含めた小グループで意見交換し、看護実践活動の継続と進展を支援した。

※1 ファカルティ・ディベロップメント（FD）：教員が授業内容方法を改善し向上させるための組織的取組み

※2 機関リポジトリ：大学及び研究機関等において生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫。（文部科学省 用語解説より）

2 業務運営の改善及び効率化の状況

平成27年度は法人移行後の第1期の最終年度を迎える、中期計画の実施についてとりまとめを行った。そして、より一層の基盤整備をめざし、各業務の目的に沿った改善に取り組んだ。

法人運営の最高意思決定機関である理事会、審議会の委員には学外者が加わっており、客観的な視点による運営を図ることができた。特に、監事による定期監査及び臨時監査や内部監査の実施により、本学が抱えている業務運営の課題についての指導助言を受け、業務運営の適正化が図られた。

職員人事に関しては、職員のプロパー化計画に基づいた来年度以降の職員採用について、その職員の年齢等の構成について検討を行った。今後も順次職員採用を実施し、県派遣職員の解消と職員の専門性強化を図っていく。また、平成24年度に制度化した新規採用職員に対する研修については、引き続き実施とともに、自ら課題を見出した上で他大学への視察研修を行った。少人数体制の事務局にあって、いかに効果的な人材育成を図っていくかは本学の重要なテーマの一つであり、今後とも充実に向けた取組みを行っていく。一方、教員については、全国的にまだ不足している看護系教員に関する多面的な情報収集を行い、人材確保に努めた。平成27年度は、前年度末に退職した教員の補充や教育体制の充実を図るため、計6名の教員を新規採用した。開学から16年を迎える、卒業者が大学の教員へと進む者が現れ、本学の教員としても幾人かが戻ってくるなど人材育成の好循環が見られる。今後も本学にふさわしい教員を確保するためには環境整備が必要であり、引き続き教育研究環境の整備に努めていく必要がある。

事務の改善、効率化については恒常的に取り組むべき課題である。各業務の個別マニュアル等の作成や見直しを継続的に行い、日常的な業務を的確に行えるよう事務職員各自が工夫を図った。今後も個人レベルでの意識を高め、積極的な取組みができるよう目標管理制度などを通じて意識改革を図っていくこととしている。

危機管理については、災害発生時における迅速な対応が進められるよう安否確認訓練を実施し、連絡体制づくりに努めた。また、前年度のスパムメールによる不正アクセスを受けて情報セキュリティ研修を実施したり、USB等の外部記録媒体の管理に係る要領を制定し、情報関係の危機管理意識や体制をより確かなものにした。

さらに、不審者への対応として在学生に既に交付してある防犯ブザーを新入生にも交付し、不審者への対処体制を充実させた。

3 財務内容の改善の状況

本学は、一学部一学科だけの小規模大学であり、他大学と比べ財政規模も小さく、また自己財源比率も低い。その中で特色ある大学運営を実現していくためには、限りある財源の中でいかに効率的に執行していくかが重要である。

平成27年度の経費節減対策として講堂、体育館及び実習室の照明のLED化を行った。その他、複数年契約の実施、電力使用ピーク時の使用抑制、夏休みの一斉休業の実施等、引き続き細かい対策を行った。一方、外部資金を積極的に確保するための取組みとして、特に科学研究費補助金の獲得に向け、学内で若手教員の取組み拡大を主眼にいた研修会を開催した。また、職員宿舎等の将来の大規模修繕を踏まえ、宿舎収入を職員等宿舎の維持及び修繕のために積み立てた。

予算編成については、これまで毎年前年度の予算執行を検証しており、その経緯をふまえ平成28年度予算の適正な編成を行うことができた。

なお、年度当初に予算執行方針を全職員に周知するなど全学レベルで本学の財務体質の特性を理解し、共通認識を持てるよう取り組んでいる。そうした努力を積み重ね、さらに大学全体の財務改善が進められるよう努めていく。

4 自己点検・評価及び情報提供の状況

法人と教学組織である大学において、毎年度それぞれの活動に対する自己点検・評価を実施している。平成27年度は、前年度末に実施した平成26年度自己点検・評価の結果をとりまとめ、全学的に共有のうえ、報告書の作成を行った。さらに、年度末には当年度の自己点検・評価を実施した。

大学の活動の情報提供については、規則等で定められた事項や大学の成果物をホームページ等で公表し、適宜内容の更新をしている。平成27年度は、より利用しやすく、分かりやすい情報提供を目指し、新しいホームページを構築した。具体的には、ホームページの閲覧者にとって見やすい内容構成にしたり、ホームページの更新作業が簡易にできるようにした。

5 その他業務運営に関する重要事項の状況

開学から16年を迎える、施設の老朽化に伴う雨漏り等が課題となっていた。平成26年度に行った修繕調査結果に基づき、雨漏り箇所の大規模修繕を実施した。

倫理に関しては、ハラスマント防止対策のため、学生及び教職員を対象に学内で研修会を開催し、専門家による講演とその後の課題討議により啓発予防に努めた。また、研究倫理意識を高めるために研究倫理研修会や倫理教育に関するプログラムを受講することにより研究倫理意識を高めた。

環境対策については、省エネルギー対策を周知し、学内全体で省エネに努めた。

項目別の状況（小項目別自己評価結果総括表）

大項目	中項目		小項目	通し番号	自己評価	検証結果	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置	1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	(1) 業務運営体制の構築	ア 大学管理運営の強化	55	/	/	
			イ 業務実施体制の確立	56	III	III	
			ウ 法人・大学運営の迅速な意思決定	57	/	/	
				58	/	/	
		(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築					
			ア 学外有識者・専門家の役員、審議会委員への登用	59	/	/	
		(3) 外部意見の反映	イ 県内看護職者の意見等の把握・活用	60	III	III	
			ア 内部監査制度の構築	61	/	/	
		(4) 業務運営の適正化	イ 内部監査従事職員の専門性の向上	62	III		
	2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	(1) 人材の確保	ア 教員	(ア) 裁量労働制等働きやすい環境整備	63	III	
			イ 事務職員	(イ) 任期付き雇用制度の創設	64	/	/
		(2) 評価制度の構築		(ア) 社会人採用枠を含む事務職員プロパー計画の作成	65	IV	IV
					66	III	III
	3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置	(1) 実施体制の充実			67	III	III
					68	/	/
		(2) 事務職員の育成		ア 大学の特性に適合した会計制度の構築	69	III	III
				イ 事務処理マニュアルの整備・業務フローの見直し	70	III	III
	4 危機管理に関する目標を達成するための措置	(1) 危機管理マニュアル作成と体制の確立	ア 危機管理マニュアルの作成	71	III	III	
			イ 安全管理の課題把握、予防対策の推進等	72	III	III	
		(2) 安全環境の確保と指導	ア 日常の安全環境の確保、防犯・防災等への対策	73	/	/	
			イ 地域関係者との適切な連携体制の確立	74	/	/	
		(3) 健康危機管理と対策	ア 各種感染症の予防指導の推進	75	/	/	
			イ 健康危機管理の組織的取組ができる体制の整備	76	/	/	
		(4) 情報セキュリティポリシーの確立			77	III	III
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置	1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	(1) 外部資金の獲得			78	/	/
					79	/	/
		(2) その他自己収入の確保	ア 学外者への施設等の有料開放				
			イ 受益者負担の原則に基づく利用者負担の検討				
					80	/	/

	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	(1) 役員・職員の経営感覚・コスト意識の高揚 (2) 管理的経費の削減	81 82	/\	/\
	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置		83	/\	/\
第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置	(1) 自己点検・評価結果に基づく改善措置の計画 (2) 機関別認証評価の受審	84 85	/\	/\
	2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	(1) 紀要等研究成果物のホームページでの公表 (2) 財務諸表等大学の運営状況のホームページでの公表	86 87	/\	/\
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	(1) 図書館の蔵書充実 (2) 中長期的な施設整備計画の策定 (3) 施設、設備等の適切な維持管理・有効な活用	88 89 90	/\	/\
	2 倫理に関する目標を達成するための措置	(1) 法人倫理綱領の策定・個人情報管理の徹底 (2) ハラスメント防止の啓発・相談窓口の充実 (3) 研究費等経費の不正使用の防止	91 92 93	/\	/\
	3 環境の保護に関する目標を達成するための措置	(1) 環境に配慮した省エネルギー計画の作成 (2) 環境の保護に関する基本方針の策定	94 95	/\	/\

項目別の状況（小項目別自己評価結果個表）

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育 ヒューマンケアの基本技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任を持って取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。 イ 大学院看護学研究科の教育 保健・医療機関、福祉施設等の看護の現場における看護実践活動の改善・改革を指導する者として、県民が受ける看護サービスの現状を的確に把握し、その質の向上を図ることができる専門性の高い看護職者を養成する。
	(2) 学生の確保 ア 適切な入学者選抜の実施 大学の教育理念にかなった学生を確保するため、適切な入学者選抜方法を追究し、導入する。
	イ 広報活動の充実 看護学を志向する者の拡大を図るため、戦略的かつ効果的な広報活動の推進を図る。
	(3) 学生支援 ア 学修支援 学生の学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実を図るとともに、図書の充実等の学修環境の整備を行う。 大学院看護学研究科の学生に対しては、社会人学生の置かれている立場に留意し、学修と就業が両立できるように支援する。
	イ 学生活支援 学生の健康面や経済面など学生生活に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、学生生活が快適で豊かなものとなるよう大学施設・設備の充実を図る。
	ウ 就職支援 学生の進路や就職に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、看護師など各種資格取得に向けた適切な支援を行う。

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育				

第1ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(イ) 付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。 a 生活者としての人間に対する深い理解と総合的な判断力をもち、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力 b 保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働活動ができる能力 c 多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力 d 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢献できる基礎的能力 e 主体的な自己を確立する能力と幅広い視野、複眼的な施行・判断力	01	(ア) 教育理念・目標を基盤として、確立した卒業時到達目標を踏まえて学位授与方針（ディプロマポリシー）を策定し学生便覧に明記する。	(ア) 教育理念・目標および卒業時の到達目標を踏まえて作成した学位授与方針（ディプロマポリシー）案について、各領域等での検討を重ね修正後教員間で共有した。これを平成28年度学生便覧に明記した。	3つのポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッション）が独立したものではなく、体系的に関連付けされるように取り組まれたい。
(イ) 学生のニーズ・特性に配慮し、専門科目を初年時から導入した教育課程を展開する。	02	(イ) アドミッションポリシー及び入学者の資質を確認し、一年次の看護学概論について改善した授業展開方法を継続実施する。	(イ) 一年次1セメスターにおける4領域看護学概論学外演習は、演習目標の検証結果を踏まえて明確になった演習目標の達成に向けて各領域での指導を継続実施した。 ※ セメスター：1つの授業を1年間通じて実施する通年性における前期・後期の区分とは異なり、学期（セメスター）毎に完結させる。本学では、1年間を2学期で区分し、4年間の課程を1～8セメスターで示す。	
(ウ) 職業人としての主体的な自己を高めるため、4年間の学修において教養科目を充実する。	03	(ウ) 看護専門職として主体的な自己を高めるための教養科目の充実を目指し、学内体制を強化する。	(ウ) 非常勤講師が担当する教養科目については、教育効果を高めるために、科目毎に学内担当教員を配置し、授業に関わる課題が生じた時には早期に教養・専門関連科目運営委員会と連携して対応する体制を継続した。また、学生の主体的な学修を促進するために、教養科目を担当する非常勤講師に図書の推薦を依頼し整備を図った。	

第1ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(イ) 看護職としての生涯学習の基礎となるよう卒業研究を充実する。	04	(エ) 卒業研究における学生の思考過程に即した指導を各教員が行い、生涯学習の基礎としての教育を継続する。	(イ) 生涯学習の基盤づくりとしての教育効果を高めるために、四年次7セメスターの看護学統合演習で各学生が明らかにした自己学習課題について、8セメスターの卒業研究で課題解決に向けて取り組むことができるよう指導を継続した。	
イ 大学院看護学研究科の教育				
(ア) 博士前期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。 a 看護の質の充実に向けた改革を実行する能力 b 専門性の高い看護実践を遂行する能力 c 多様な関係者の中で、ケアの充実に向けた調整・管理をする能力 d 総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力 e 各種の専門領域で人材育成を担う教育的能力	05	(ア) 博士前期課程の看護学特別研究の学生の教育的背景に配慮した4領域に共通する指導内容と水準を確認するファカルティ・ディベロップメントを継続する。	(ア) 博士前期課程の一年次における看護学特別研究の指導として、領域を超えた協働授業を7月及び11月に継続実施し、一年次の特別研究の指導内容を共有した。 特別研究指導に関するファカルティ・ディベロップメントを9月、12月の2回実施し、二、三年次の指導、及び本学助教の教員が大学院生として学ぶ場合の指導について検討した。 ※ ファカルティ・ディベロップメント (FD) : 教員が授業内容方法を改善し向上させるための組織的取組み	
(イ) 博士後期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。 a 看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力 b 県域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力 c 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力 d 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育や大学院教育を実施できる能力	06	(イ) 博士後期課程においては、看護学教育、看護行政・政策、看護倫理に関する能力を高めることに配慮し、研究指導の方法を継続して検討する。	(イ) 博士後期課程の一年次においては、看護学教育及び看護行政・政策論に関する課題レポート作成に向けた指導の充実を図り、三年次の博士論文作成においては学位授与方針に基づき指導を実施した。	

第1ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(イ) 看護実践の改革者育成という社会ニーズを考慮し、就業・学業の両立できる教育課程を充実させる。	07	(イ) 看護実践改善・改革者としての能力を高めるために、職場における学生の個別の状況に応じた教育方法の充実についての検討を継続する。	(イ) 大学院教育においては、看護実践を基盤とした研究が職場での仕事と両立できるように学生への支援を行った。	
(エ) 専門看護師育成コースの充実を図る。	08	(エ) 専門看護師教育課程基準の改正に伴い、本研究科の専門看護師コースの教育課程の充実を図るために新たに開講する看護学共通科目について、学生の授業評価を踏まえて検討する。	(エ) 専門看護師教育課程基準が26単位から38単位以上への移行期にあるため、平成25年度に開講した臨床薬理に加え、平成27年度は看護ヘルスアセスメントを開講し、その授業評価を基にシラバスの検討を行った。また、平成28年度開講に向けて、病態生理学のシラバスを作成し、非常勤講師の依頼を行った。	
(オ) 学生・修了者及びこれらの者の所属する施設の関係者等の評価・意見等による改善・充実を図る。	09	(オ) 修了者、職場同僚、職場上司の三者による評価を実施し、その結果に基づく研究科内の意見交換を行い、改善策を講ずることを継続する。	(オ) 平成26年度修了者を対象として行った三者評価において、本研究科で付与すべき能力に合致した学びが確認できたことから、現行の教育課程・指導体制を継続することとした。	
(2) 学生の確保 ア 適切な入学者選抜の実施				
(ア) 看護学科では、一般選抜及び特別選抜(推薦)による入学試験制度を分析・評価し、本学が求める人材を確保するため、適切な入学者選抜方法を開発し、実施する。	10	入学者選抜方法に関する資料を多角的に収集し、選抜方法の適切性の分析・評価を継続する。	県内の看護実践の改善・充実に貢献できる人材育成を目指して推薦入試の方法を検討し、従来の方式に加えて、平成29年度入試から大学入試センター試験を活用した推薦入試(定員10名)を新たに実施することとした。	
(イ) 看護学研究科では、学士課程卒以外の看護職者の出願資格の認定を行うなど看護サービスの質の向上を目指す多様な志願者を受け入れることのできる入学者選抜方法を開発し、研究科が求める人材を確保する。	11		中期計画達成済	
イ 広報活動の充実				

第1ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認									
(イ) 本学の理念・人材育成目標に適合した志願者確保のため、オープンキャンパス、学生の母校訪問などの広報活動を計画的に推進する。	12	(イ) オープンキャンパス、大学ホームページ、教員の出張方式による大学説明会及び模擬授業、大学案内等の刊行等を計画的に継続実施する。	<p>(イ) 本学で看護を学ぶことの魅力を伝えることを目指して、教育内容の紹介、模擬授業、在学生とのフリートーク等を内容とするオープンキャンパスを実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>開催日</th><th>参加者数等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープンキャンパス</td><td>H27.8.2～8.3</td><td>924名 (H26:895名)</td></tr> <tr> <td>出張式大学説明会</td><td>H27.4～H28.3 50件(高校14校・岐阜県看護協会等)</td><td>1,009名 (H26:522名)</td></tr> </tbody> </table>	内容	開催日	参加者数等	オープンキャンパス	H27.8.2～8.3	924名 (H26:895名)	出張式大学説明会	H27.4～H28.3 50件(高校14校・岐阜県看護協会等)	1,009名 (H26:522名)	<p>オープンキャンパスや説明会の参加人数が増加していることから職員の努力が伺え、評価できる。</p> <p>大学ポートレートへの参加を検討されたい。</p>
内容	開催日	参加者数等											
オープンキャンパス	H27.8.2～8.3	924名 (H26:895名)											
出張式大学説明会	H27.4～H28.3 50件(高校14校・岐阜県看護協会等)	1,009名 (H26:522名)											
(イ) 看護学研究科については、実習施設等への働きかけを積極的に行い、看護サービスの質の向上に連動した志願者確保を行う。	13	(イ) 専門職としての能力向上の一環として大学院での学修が認識されるように、県内看護職者、卒業者及び学部生への大学院進学の働きかけを継続する。	<p>(イ) 「岐阜県看護実践研究交流集会」及び本学主催の「共同研究報告と討論の会」において、本学の生涯学習支援事業を説明し活用を促した。また、卒業者・修了者の就業が多い病院の看護部との「人材育成に関する情報交換会」、「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」、県主催の各種研修会にて、大学院での学修を勧めた。</p> <p>卒業者交流会を学部同窓会と共に11月に実施し、卒業者の交流を図るとともに大学院での学修について情報提供を行った。</p>										
(3) 学生支援 ア 学修支援													
(イ) 学生の学修について、学生相談員による個別指導や面接等により課題と支援ニーズを把握し、即応的な対応を行う。	14	(イ) 教務委員会と学生生活委員会が協働で行う個別指導と面接による支援体制を継続する。	(イ) 学生生活委員会は、学生相談教員と協力して、一・二年次生に対する定期個別面談を実施し、学修支援が必要な者については、教務委員会及び各領域教員と連携して支援した。また、教務委員会は、復学者や履修登録が期限内にできなかった学生等学修支援が必要な者に対しては、学生生活委										

第1ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認						
			員会と連携して面接・指導を実施した。							
(イ) 授業評価と学生生活実態調査を計画的に実施し、その結果に基づいた学修支援を行う。	15	(イ) すべての科目について、学生の授業評価及び非常勤講師を含む教員の授業評価により、学修支援の充実を継続する。	(イ) 学生及び教員の授業評価から、学生の主体的学習を促す教育を促進する必要があると推察されたため、教員から学生に提示している授業前後の学習課題の現状を調査し、教員間で共有して学生の効果的な自己学習を支援する方法についてFD研修会で検討した。							
(ウ) 卒業時到達目標による学修段階の評価に基づく、学生の主体的な学修の促進を行う。	16	(ウ) 看護学統合演習において、卒業時到達目標を基盤とした学生自身の振り返りを支援し、主体的な学修の促進を継続する。	(ウ) 看護学統合演習の授業評価では、「実習体験を振り返り、できしたことできなかつたことが明確になった」「自己学修課題が明確になった」という学生が殆どであり、主体的な学修の機会となっていたことを確認した。	看護学統合演習の授業評価を通じて、学生の確実な成長が伺え、評価できる。						
(エ) 図書・雑誌・視聴覚資料等の整備の基本方針を確認するなど、学生の自主学修に適した学内環境の整備を行う。	17		中期計画達成済み							
(オ) 看護学研究科では、学生との懇談会、集団面接を定期的に行い、社会人学生のニーズを細かに把握し、対策を実施する。	18		中期計画達成済み							
イ 学生生活支援										
(ア) 学生生活が豊かなものとなるように、課外活動等の活性化を支援するため、自治会活動、サークル活動等に対する大学の指導体制を確立する。	19		中期計画達成済み							
(イ) 各種奨学金等の制度に関する情報提供や相談受付等、学生の経済面の支援体制を充実させる。	20	(イ) 大学独自の授業料减免制度を継続し、さらに奨学金制度を創設する。	(イ) 大学独自の授業料减免制度に基づき、授業料减免判定会議を開催し、経済面の支援を行った。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">セメスター</td> <td style="width: 50%;">人数</td> </tr> <tr> <td>平成27年度前期</td> <td>全額2人、半額2人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度後期</td> <td>全額2人、半額1人</td> </tr> </table> また、大学独自の給付型奨学金制度を新設した。	セメスター	人数	平成27年度前期	全額2人、半額2人	平成27年度後期	全額2人、半額1人	
セメスター	人数									
平成27年度前期	全額2人、半額2人									
平成27年度後期	全額2人、半額1人									

第1ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(イ) 学内外での生活における安全管理指導を実施し、学生各自の防犯対策を確実に導く。	21	(イ) 学生の自己管理能力を高め、安全な学生生活ができるよう、学生生活委員会及び学年相談教員による支援を通じた指導を継続する。	(イ) 安全な学生生活を送るための学生の自己管理能力を高めるために、防犯講習会（一年次生：7月）、若年消費者被害未然防止セミナー（一年次生：6月）、交通安全セミナー（一年次生：10月）、薬物乱用防止セミナー（一年次生：11月）、SNSセミナー（一年次生：12月）を開催した。	
(エ) 学校保健安全法に基づく定期健康診断による健康管理・保健指導を実施する。	22	(エ) 定期健康診断とその結果について、校医等の意見に基づき保健師による健康管理と保健指導を行う。また、健康管理室報告の作成を継続し、今後の対策資料とする。	(エ) 4月に定期健康診断を実施し、保健師が全員に個別に面談し結果を返して、学生の主体的な健康管理を促進するために健康相談や生活指導を実施した。要精検の学生には受診勧奨、要観察の学生には個別相談・指導を行った。また、「健康管理年報（H27）」を作成した。 また、学生の自己管理を促進するために、保健師が時期に応じた健康に関するテーマを取り上げ、「健康管理室だより」を作成し、学生掲示板及びポータルサイトに掲示し情報提供した（7回／年）。インフルエンザ等学校感染症の発生は1人と少数であった。	
(オ) 学生の健康増進・予防に向けて保健師、校医による助言相談・指導体制を充実させる。 また、心の問題については、カウンセリングの実施、学生への対応についての精神科顧問医による助言体制を整備する。	23		中期計画達成済み	
(カ) 学内外における感染症予防行動の実践を追求し、学生の健康に関する自己管理意識を向上させ、これらに基づく健康危機管理実施体制を整える。	24		中期計画達成済み	
ウ 就職支援				
(ア) 就職体験研修や卒業生との交流会など、学年次の学	25	県内施設及び卒業者の協力を得て、就職ガイダンス	就職ガイダンスは、一年次から四年次における体	教職員が目的意識を持ち、就業

第1ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認																																												
修進行に適した就職支援体制の充実を図る。		を継続実施し、一年次から四年次学生が看護の仕事の本質や魅力を確認できるよう支援する。	<p>系統的な年間計画を整備して実施しているが、学生が看護職としての自身の将来像を主体的に描き、就職について具体的に考えることができるよう、看護師、保健師、助産師、養護教諭として働いている卒業者との交流会を開催した（11月、一～四年次生 231 人参加）。さらに、県内医療施設（16施設）の参加を得て、看護部長や卒業者等による全体説明会と個別相談会を開催した（1月、二・三年次生 115 人参加）。</p> <p><平成27年度就職状況及び国家試験合格率></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>卒業者数</td> <td>81名</td> </tr> <tr> <td>就職者数</td> <td>78名</td> </tr> <tr> <td>県内就職者数</td> <td>48名</td> </tr> <tr> <td>県内就職率</td> <td>61.5%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; width: fit-content;"> <thead> <tr> <th></th> <th>保健 師</th> <th>助産 師</th> <th>看護 師</th> <th>養護 教諭</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>35</td> <td>4</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>26</td> <td>2</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>61</td> <td>6</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p><国家試験合格率（平成28年3月卒）></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; width: fit-content;"> <thead> <tr> <th></th> <th>合格率</th> <th>全国合格率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>93.8 %</td> <td>92.6 %</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>100.0 %</td> <td>94.9 %</td> </tr> <tr> <td>助産師</td> <td>100.0 %</td> <td>99.8 %</td> </tr> </tbody> </table>	卒業者数	81名	就職者数	78名	県内就職者数	48名	県内就職率	61.5%		保健 師	助産 師	看護 師	養護 教諭	計	県内	3	6	35	4	48	県外	2	0	26	2	30	計	5	6	61	6	78		合格率	全国合格率	保健師	93.8 %	92.6 %	看護師	100.0 %	94.9 %	助産師	100.0 %	99.8 %	支援体制の充実を図り、県内就職率 60%を超えたことは評価できる。
卒業者数	81名																																															
就職者数	78名																																															
県内就職者数	48名																																															
県内就職率	61.5%																																															
	保健 師	助産 師	看護 師	養護 教諭	計																																											
県内	3	6	35	4	48																																											
県外	2	0	26	2	30																																											
計	5	6	61	6	78																																											
	合格率	全国合格率																																														
保健師	93.8 %	92.6 %																																														
看護師	100.0 %	94.9 %																																														
助産師	100.0 %	99.8 %																																														
(イ) 就職情報の提供、就職相談を行う専門コーナーの充実を図り、学生が利用しやすい環境を整備する。	26		中期計画達成済み																																													

第1ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(イ) 保健師・助産師・看護師・養護教諭など専門分野に応じた進路・就職相談ができる体制を整備する。	27		中期計画達成済み	
(エ) 学生にかかわる全教職員による就職支援体制を強化する。	28		中期計画達成済み	
(オ) 学内 LAN を利用した国家試験の過去問題の学習など資格取得のための自己学習を支援する。	29		中期計画達成済み	

2 研究に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 研究の方向性 教員は、自己の専門性を深める研究及び専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行う。 さらに、県内の看護サービスの質を向上させるための研究に組織として積極的に取り組むとともに、県内の看護実践・看護職者にかかる地域ニーズの把握に努め、ニーズに対応するための研究に組織的に取り組む。
	(2) 研究の水準の向上と成果の公表 研究の水準の向上を図るために、研究成果を適切な方法で公表するとともに、各種学会等に積極的に報告し、外部評価を受ける。 また、法人としても、教員に対して研究成果の公開の機会や共有の場を提供する。
	(3) 研究倫理の遵守 看護学研究の実施に際しては、ヒューマンケアの根幹をなす倫理の尊重が不可欠であることから、研究における倫理基準の遵守を徹底する。

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評議委員会による確認								
(1) 研究の方向性												
ア 看護学教育に関する研究は、全教員が各自の専門分野に応じて実施し、これに基づき看護学科及び看護学研究科の教育の質の向上を図る。	30	ア 看護学教育に関する研究については、専門分野に応じて実施し、学科及び研究科の教育内容・方法の改善及び発展に取り組む。	ア 看護学教育に関する研究として地域基礎看護学領域では一～四年次の各学年の学修到達目標に関し、前年度策定の5～6セメスターの目標案を基盤に3～4セメスターの目標案を策定し、1～6セメスターの全体的視点で学習発展過程を検討した。また、4看護領域全体として、卒業時の看護実践能力を担保する看護学統合演習において学生到達状況を把握するとともに、家族単位のケア提供及び社会資源の活用について支援の必要性を把握し、次年度に向けた検討を行った。									
イ 共同研究など、大学が組織的に取り組む研究を推進し、県内の看護サービスの質を向上させる研究に取り組む。	31	イ 県内保健・医療・福祉施設及び教育機関の看護実践課題について把握し、看護職者の課題解決能力が育成できるように共同研究、看護実践研究指導に取り組み、看護の質向上を目指す。	イ 平成27年度の共同研究及び看護実践研究指導事業の課題等は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">共同研究事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職の人材育成</td> <td>4題</td> </tr> <tr> <td>在宅療養支援に関する看護</td> <td>4題</td> </tr> <tr> <td>育成期にある人々を対象とした看護</td> <td>3題</td> </tr> </tbody> </table>	共同研究事業		看護職の人材育成	4題	在宅療養支援に関する看護	4題	育成期にある人々を対象とした看護	3題	共同研究、看護実践研究指導事業のテーマは時機を得ており、積極的に取り組めていることは評価できる。
共同研究事業												
看護職の人材育成	4題											
在宅療養支援に関する看護	4題											
育成期にある人々を対象とした看護	3題											

第2ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評議委員会による確認																	
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>人々の健康を支える保健師の活動</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">3題</td></tr> <tr><td>精神障がい者を支える看護</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">2題</td></tr> <tr><td>神経難病患者を支える看護</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">1題</td></tr> <tr><td>回復期リハビリテーションにおける看護</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">1題</td></tr> <tr><td>外国籍生徒の健康に関する支援</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">1題</td></tr> <tr><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">計</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">19題</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">看護実践研究指導事業</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">岐阜県看護実践研究交流会会員への研究支援</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">地域における母子保健活動の充実に向けた研修会</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">看護の専門性を高める看護管理者のマネジメント能力向上に向けた支援</td></tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">共同研究の発表の場である「共同研究報告と討論の会」では発表後に現場の看護職者と教員による討議を行い、看護実践改善への積極的な意見交流を行った。看護職人材育成、在宅療養支援、育成期における人々の支援、及び保健師の活動のあり方に関するニーズが高いことが確認された。看護実践研究指導事業には各種研修会が含まれ、これらの各種研修会の参加者は、全体で298名（看護師262名、保健師22名、助産師14名）であった。</p>	人々の健康を支える保健師の活動	3題	精神障がい者を支える看護	2題	神経難病患者を支える看護	1題	回復期リハビリテーションにおける看護	1題	外国籍生徒の健康に関する支援	1題	計	19題	看護実践研究指導事業	岐阜県看護実践研究交流会会員への研究支援	利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援	地域における母子保健活動の充実に向けた研修会	看護の専門性を高める看護管理者のマネジメント能力向上に向けた支援	
人々の健康を支える保健師の活動	3題																				
精神障がい者を支える看護	2題																				
神経難病患者を支える看護	1題																				
回復期リハビリテーションにおける看護	1題																				
外国籍生徒の健康に関する支援	1題																				
計	19題																				
看護実践研究指導事業																					
岐阜県看護実践研究交流会会員への研究支援																					
利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援																					
地域における母子保健活動の充実に向けた研修会																					
看護の専門性を高める看護管理者のマネジメント能力向上に向けた支援																					
(2) 研究の水準の向上と成果の公表																					
ア 教員は、所属学会への研究報告及び当該学会誌への投稿の活性化を図ると同時に、この取り組みに係る課題把握と対策を行う。	32	ア 国内外の学会発表や学術誌への投稿実績及び内容を各領域で自己点検評価し、領域及び教授会において研究の活性化及び内容の充実を図る。	ア 研究活性化対策として、看護教育・看護実践に関する研究を学会や学会誌等に報告することを教員会議等で呼びかけた。その結果、紀要第16巻1号への掲載は、原著2編、研究報告4編、資料7編で総数13編となった。また全体として著書12、学会誌等への論文掲載24編（欧文掲載1編）、看護系学会学術集会発	多くの研究成果を学会等に積極的に報告していることは評価できる。																	

第2ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
			<p>表4 6編(欧文発表12編)、報告書5編纂(文部科学省科学研究費助成事業研究成果報告書)であり各領域による専門的な発表がなされた。また、これらの実績を各領域で自己点検評価し、自己点検評価委員会において領域を超えて共有した。</p> <p>海外研修支援事業を活用して、3名が国際看護系学術集会への研究発表を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12th International Family Nursing Conference(平成27年8月18日～21日 デンマーク 1名) ・The 6th international conference on community health nursing research(平成27年8月19日～21日 韓国 2名) 	
イ 文部科学省科学研究費補助金等への申請内容の充実に向けた対策を行う。	33	イ 教員各自の専門分野の研究を推進・発展させるために、科学研究費補助金等への応募及び採択を支援するための研修を継続する。	<p>イ 科学研究費補助金等への応募の支援として、FD委員会が科研申請計画書3事例を基に1日研修会におけるテーマ別グループ討議「科研費の応募について」として9月に開催した。1日研修会に参加した教員は50名(参加率98%)であり、そのうち23名が当該グループ討議に参加した。科学研究費助成事業について平成27年度は申請した9件のうち4件が採択され、教員の14名(25%)が研究代表者となった。</p> <p>各種研究助成に関する公募情報をメールで35件提供した。</p>	今後も科研費の採択に向けて積極的に申請をしていただきたい。
ウ 共同研究事業の報告の充実、同業者レビュー・評価体制の充実、地域貢献に係るパブリックコメント収集体制の整備など看護実践現場の改革を独自の手法で系統的に追究する方法を創出する。	34	<p>ウ 共同研究事業及び看護実践研究指導事業の報告書をホームページ(PDF)で紹介し、コメントを看護研究センターで収集し、事業の改善と充実を図る体制を継続する。</p> <p>エ 看護ケアの改革に繋がる看護実践研究の活性化と内容の共有化ができるように、看護実践研究の社会への公表と看護実践研究者の育成を継続する。</p>	<p>ウ 共同研究事業及び看護実践研究指導事業の報告書をホームページで公開した。また、共有の一層の充実を図るために、岐阜県立看護大学リポジトリでの公表を実施する準備を進めた。</p> <p>エ 看護実践研究者の継続的育成の一貫として、大学院修了者に本学紀要への投稿を呼びかけ、修士論文の紀要への投稿が4編、掲載が2編、博士論文の投稿が1編、掲載が1編あり、看護実践研究内容の共有化が促進された。</p>	

第2ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
			<p>また、共同研究報告と討論の会（平成28年2月20日）の開催時に、看護実践研究の意義と方法論について概要説明を行い、特性を共有した。</p> <p>※ 機関リポジトリ：大学及び研究機関等において作成された論文等を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫</p>	
(3) 研究倫理の遵守				
ア 学外者（看護管理者及び弁護士）を含む研究倫理審査部会の活動を継承し、教員が行う研究等については、研究倫理審査を恒常的体制で行う。	35		中期計画達成済み	
イ 学生及び教職員を対象とした実態調査等についても、必要に応じて研究倫理審査の対象とする。	36		中期計画達成済み	

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給 法人の使命である県内で提供される看護サービスの質の向上が確実に図られるよう、学部卒業者や大学院修了者の県内での就業と定着の促進を図る。
	(2) 看護生涯学習支援体制の充実 県内の看護職者が抱えている課題等を解決し、看護職者が行う業務改善に関する研究等を支援するため、看護職者と大学との共同研究等を推進する。
	(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応 保健・医療・福祉など幅広い分野における看護サービスに関する県内のニーズに対応するための支援を行う。
	(4) 県の看護政策推進への寄与 県の高等教育機関としての使命を果たすため、大学の有する知的資源や人材を活用して、県の看護政策推進に寄与する。

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給				
ア 県内看護職者の取組みや卒業生の県内での活動実践の情報提供等により、県内就職を促進する。	37	ア 岐阜県内で就業している卒業者の本学諸事業への参加を促し、実践活動等に関する情報を「後輩へのメッセージ」として記載を依頼し、在校生の県内就職を促進する。	ア 4月の年度当初に就職ガイダンスの日程を含め就職支援スケジュールを全学生に周知した。学部の二・三年次生を対象にした県内医療機関就職ガイダンスを1月に開催し、県内16施設の看護部長及び卒業者等による各施設紹介が行われた。学生の参加者は、全体説明会115名、各施設単位の個別相談87名であった。 また、卒後1年目交流会、卒後2年目交流会及び卒業者交流会において卒業者による後輩へのメッセージ記載を依頼し、記載内容をオープンキャンパス及び交流会報告書等で提示した。	県内就職の促進は、県立大学として大切な使命であるため、今後とも努力されたい。
イ 県内施設での若年看護職の職場定着を促し、臨床研修を支援する。	38	イ 卒業者支援として、卒後1年目交流会、卒後2年目交流会及び同窓会との共催による卒業者交流会を開催し、実践体験に応じた手法を開発し、看護実践力と職場定着の充実を推進する。	イ 6月20日(土)に卒後1年目交流会及び卒後2年目交流会を開催し、それぞれ36名、17名の参加があり、現在の課題を共有するとともに自由な意見交換を行った。また、卒業年度を限定しない卒業者交流会は学部同窓会と共同で11月7日(土)に開催し、1期生から12期生までの卒業者20名の参加があり、卒業年度を越えた卒業者相互の交流を行った。開催状況	

第2ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
ウ 看護学研究科への県内実務看護職者の修学の促進を図ると同時に、修了者等が取り組む職場での実践改革を支援する。		ウ 県内看護職者を対象にした看護実践に関する事業の開催時に大学院研究科に関する情報を提供し、個別相談を行う。 エ 専門看護師コース修了者の専門看護師認定審査合格、及び自施設での看護活動を充実させていくための支援を行う。	ウ ホームページ及び同窓会だより（岐看の星、9号）に掲載した。 エ 大学院研究科への修学促進のため、オープンキャンパス（8月）、「岐阜県看護実践研究交流集会」（9月）及び「共同研究報告と討論の会」（2月）において専用ブースを設置し、個別相談に応じるとともに、「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」（6月）、「人材育成に関する意見交換会」（岐阜県総合医療センター、羽島市民病院）（2月）、及び「看護人材に関する三者連絡協議会」（2月）において、本学大学院看護学研究科の特徴・入試に関する情報提供を行った。 エ 専門看護師コース修了者について、専門看護師資格審査申請に向けた支援を継続して行い、平成26年度修了者3名のうち3名（慢性看護2名、がん看護1名）が合格し、慢性疾患看護専門看護師及びがん看護専門看護師資格を取得した。その支援過程を基に、自施設での看護活動を充実させていくための方法に繋がるよう助言した。また、これにより、本学大学院修了の専門看護師は11名（慢性看護4名、小児看護3名、がん看護4名）となった。	専門看護師コース修了者について、県内施設での活動支援を引き続き期待したい。
(2) 看護生涯学習支援体制の充実				
ア 大学院研究科を県内看護職者の生涯学習支援の中核機関として位置づけ、現状改革のための看護実践研究能力と専門看護師を含めた高い技術能力の付与にかかる多様な支援方法を開発する。	40	ア 大学院看護学研究科修了生の看護の専門性を高めるために、非常勤講師として招聘し、教育研究方法の能力向上を支援する。	ア 本学大学院修了者の各専門性を踏まえ、看護学研究科の非常勤講師として14名（地域基礎看護学領域5名、機能看護学領域2名、育成期看護学領域5名、成熟期看護学領域2名）を招聘し、教育研究方法について支援した。 また、修士論文の紀要への投稿を大学院同窓会に呼びかけ、指導教員は共著者として助言・指導を行い、その過程において看護実践研究の能力育成を継続支援	

第2ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
			した。	
イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を通して、県内看護職者に対して改革・改善に自ら取り組むことの意義を伝え、自律的な姿勢と能力を高める活動を充実させる。	41	イ 岐阜県看護職者に共同研究事業と看護実践研究指導事業等への参画を呼びかけ、継続すると同時に、各機関における看護実践研究を自律的に推進するための方策について助言する。	イ 共同研究事業 19題及び看護実践研究指導事業 4題を継続するとともに「岐阜県看護実践研究交流集会」及び「共同研究報告と討論の会」において参画を呼びかけた。また、看護学研究科の修了者を非常勤講師として招聘し、改善・改革の意義と自律的な姿勢を高める機会を提供した。	
ウ 県内看護職者が取り組む「岐阜県看護実践研究交流会」の諸活動を支援する。	42	ウ 岐阜県看護実践研究交流会員への研究支援活動を実施すると共に、看護実践研究交流集会の活性化に向けて企画・運営を継続して支援する。	ウ 「第13回岐阜県看護実践研究交流集会」を9月5日(土)に開催し、158名の参加があった。交流会会員の発表演題 11題のうち 6 演題は本学教員が研究支援を行っている研究課題であった。開催にあたっては交流会会員が行う運営を支援し、平成26年度修了者等の修士論文報告 11題の座長を教員が行い、意見交換の推進を支援した。 平成27年度の岐阜県看護実践研究交流会の会員への研究支援事業は 15 課題について行い、また年7回(4、6、7、8、11、2、3月)開催される役員会すべてに教員が出席し、企画・運営を継続的に支援するとともに、研究会あるいは学会移行の可能性について検討した。	
エ 県内看護職者に対し本学図書館を開放し、専門職者の基本的要件である図書・文献資料の学習環境を提供する。	43		中期計画達成済	
(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応				
ア 保健・医療・福祉に係る県民ニーズとサービス提供施設側の要望とを合わせて把握し、看護サービスの充実を図る方法を追求する。	44	ア 本学、岐阜県健康福祉部及び岐阜県看護協会との「看護人材に関する三者連絡協議会」並びに本学と各看護分野の代表者等で構成する「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」において、県内の看護サービスニーズ及び高度実践看護師等の育成ニーズを継続的に検討する。	ア 看護実践研究指導事業の各取組みにおいて、岐阜県における看護ニーズと看護サービスのあり方について検討し、必要な研修会等の企画・運営を行った。また、「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会(6月)」において、専門性の高い看護職の育成と活用について県内看護職者と意見交換を行った。	

第2ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認								
イ 県内における専門性の高い看護職者の需要分析を行い、育成・供給計画を明らかにする。	45	イ 専門看護師コースを含めた大学院修学ニーズ等に関する県内看護職の需要について関係機関と継続的に検討する。	イ 県内看護職者・看護管理者と多様な機会（人材育成に関する意見交換会、就職ガイダンス時の懇談会等）において、専門看護師コース（慢性・小児・がん）及び大学院修了者の需要について、意見交換を行った。 専門看護師の育成については、県内唯一であり、ニーズが高いと考えられることから、38単位の新教育課程への移行を平成28年度に申請することを決定し、準備を進めた。さらに、看護職における大学卒業者の就業比率が増えていることから、将来的な需要が高まると予測され、これまでと同様に県内看護職者の大学院修学に向けて支援した。									
ウ 上記の県内ニーズへの対応については、県の関係機関、岐阜県看護協会と確実な連携を図り、さらには、県内看護系大学等教育機関とも協働しながら取り組む。	46		ウ 本学と各看護分野の代表者で構成する「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」（6月）及び「看護人材に関する三者連絡協議会」（2月）において、専門看護師の充足と育成等について協議会委員と意見交換を行った。									
(4) 県の看護政策推進への寄与												
ア 県との連携を図り、県が実施する看護政策の効果的な展開について、大学固有の方法で協力をを行う。	47	ア 県が行う各種の看護職者への研修等の企画・運営・実施・評価及び講師派遣に関する支援を継続的に行う。	ア 岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会や岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会等の各種委員に引き続き就任するとともに（下記表1）、各種研修について企画・運営等の支援（下記表2）、及び各研修会の講師派遣を行った（下記表3）。									
表1：各種委員会委員状況（岐阜県）												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">委員会委員名</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">委員担当 開始年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">岐阜県公衆衛生研修会評議員</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">平成12年度</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会委員</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">平成19年度</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">岐阜県准看護師試験委員</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">平成22年度</td></tr> </tbody> </table>					委員会委員名	委員担当 開始年度	岐阜県公衆衛生研修会評議員	平成12年度	岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会委員	平成19年度	岐阜県准看護師試験委員	平成22年度
委員会委員名	委員担当 開始年度											
岐阜県公衆衛生研修会評議員	平成12年度											
岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会委員	平成19年度											
岐阜県准看護師試験委員	平成22年度											

第2ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認																												
			<table border="1"> <tr> <td>岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会委員</td><td>平成24年度</td></tr> <tr> <td>岐阜県障害児通所給付費等不服審査会委員</td><td>平成24年度</td></tr> <tr> <td>岐阜県障害者介護給付費等不服審査会委員</td><td>平成25年度</td></tr> </table> <p>表2：各種研修会企画・実施状況（岐阜県）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名等</th><th>対象者等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療的ケア専門研修（8月）</td><td>特別支援学校の看護講師</td></tr> <tr> <td>保健室経営の充実（7月）</td><td>教員免許更新対象者</td></tr> <tr> <td>障がい児のからだと医療的ケアの理解（8月）</td><td></td></tr> <tr> <td>高齢者権利擁護推進に係る看護実務者研修（3月）</td><td>高齢者福祉施設看護職員</td></tr> <tr> <td>保健師現任研修</td><td> <table border="1"> <tr> <td>新任者研修（8・2月）</td><td>新規採用の保健師<県保健師><市町村保健師></td></tr> <tr> <td>ステップアップ研修（9・2月）</td><td>採用後5年目の保健師<県保健師><市町村保健師></td></tr> <tr> <td>中堅後期保健師研修（6・9・2月）</td><td>採用11～20年程度の保健師<県保健師></td></tr> <tr> <td>管理者研修（8月）</td><td>管理的立場の保健師<県保健師><市町村保健師></td></tr> </table> </td></tr> </tbody> </table> <p>表3：各種研修会の講師派遣状況（岐阜県）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名等（派遣人数）</th><th>研修担当機関等</th></tr> </thead> </table>	岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会委員	平成24年度	岐阜県障害児通所給付費等不服審査会委員	平成24年度	岐阜県障害者介護給付費等不服審査会委員	平成25年度	研修名等	対象者等	医療的ケア専門研修（8月）	特別支援学校の看護講師	保健室経営の充実（7月）	教員免許更新対象者	障がい児のからだと医療的ケアの理解（8月）		高齢者権利擁護推進に係る看護実務者研修（3月）	高齢者福祉施設看護職員	保健師現任研修	<table border="1"> <tr> <td>新任者研修（8・2月）</td><td>新規採用の保健師<県保健師><市町村保健師></td></tr> <tr> <td>ステップアップ研修（9・2月）</td><td>採用後5年目の保健師<県保健師><市町村保健師></td></tr> <tr> <td>中堅後期保健師研修（6・9・2月）</td><td>採用11～20年程度の保健師<県保健師></td></tr> <tr> <td>管理者研修（8月）</td><td>管理的立場の保健師<県保健師><市町村保健師></td></tr> </table>	新任者研修（8・2月）	新規採用の保健師<県保健師><市町村保健師>	ステップアップ研修（9・2月）	採用後5年目の保健師<県保健師><市町村保健師>	中堅後期保健師研修（6・9・2月）	採用11～20年程度の保健師<県保健師>	管理者研修（8月）	管理的立場の保健師<県保健師><市町村保健師>	研修名等（派遣人数）	研修担当機関等	
岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会委員	平成24年度																															
岐阜県障害児通所給付費等不服審査会委員	平成24年度																															
岐阜県障害者介護給付費等不服審査会委員	平成25年度																															
研修名等	対象者等																															
医療的ケア専門研修（8月）	特別支援学校の看護講師																															
保健室経営の充実（7月）	教員免許更新対象者																															
障がい児のからだと医療的ケアの理解（8月）																																
高齢者権利擁護推進に係る看護実務者研修（3月）	高齢者福祉施設看護職員																															
保健師現任研修	<table border="1"> <tr> <td>新任者研修（8・2月）</td><td>新規採用の保健師<県保健師><市町村保健師></td></tr> <tr> <td>ステップアップ研修（9・2月）</td><td>採用後5年目の保健師<県保健師><市町村保健師></td></tr> <tr> <td>中堅後期保健師研修（6・9・2月）</td><td>採用11～20年程度の保健師<県保健師></td></tr> <tr> <td>管理者研修（8月）</td><td>管理的立場の保健師<県保健師><市町村保健師></td></tr> </table>	新任者研修（8・2月）	新規採用の保健師<県保健師><市町村保健師>	ステップアップ研修（9・2月）	採用後5年目の保健師<県保健師><市町村保健師>	中堅後期保健師研修（6・9・2月）	採用11～20年程度の保健師<県保健師>	管理者研修（8月）	管理的立場の保健師<県保健師><市町村保健師>																							
新任者研修（8・2月）	新規採用の保健師<県保健師><市町村保健師>																															
ステップアップ研修（9・2月）	採用後5年目の保健師<県保健師><市町村保健師>																															
中堅後期保健師研修（6・9・2月）	採用11～20年程度の保健師<県保健師>																															
管理者研修（8月）	管理的立場の保健師<県保健師><市町村保健師>																															
研修名等（派遣人数）	研修担当機関等																															

第2ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）		評価委員会による確認													
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成27年度医療的ケア専門研修 講師（6名）</td><td style="width: 50%;">岐阜県教育委員会教育研修課</td></tr> <tr> <td>岐阜県小中学校教育研究会講師（1名）</td><td>岐阜県小中学校教育研究会揖斐郡支部養護教諭部会</td></tr> <tr> <td>岐阜県高等学校教育研究会講師（1名）</td><td>岐阜県高等学校教育研究会保健部会</td></tr> <tr> <td>高齢者権利擁護推進に係る看護実務者研修 講師（7名）</td><td>岐阜県福祉総合相談センター</td></tr> <tr> <td>新任保健師研修 講師（6名）</td><td>岐阜県保健医療課</td></tr> <tr> <td>保健師ステップアップ研修 講師（4名）</td><td>岐阜県保健医療課</td></tr> <tr> <td>中堅後期保健師研修 講師（2名）</td><td>岐阜県保健医療課</td></tr> </table>	平成27年度医療的ケア専門研修 講師（6名）	岐阜県教育委員会教育研修課	岐阜県小中学校教育研究会講師（1名）	岐阜県小中学校教育研究会揖斐郡支部養護教諭部会	岐阜県高等学校教育研究会講師（1名）	岐阜県高等学校教育研究会保健部会	高齢者権利擁護推進に係る看護実務者研修 講師（7名）	岐阜県福祉総合相談センター	新任保健師研修 講師（6名）	岐阜県保健医療課	保健師ステップアップ研修 講師（4名）	岐阜県保健医療課	中堅後期保健師研修 講師（2名）	岐阜県保健医療課	
平成27年度医療的ケア専門研修 講師（6名）	岐阜県教育委員会教育研修課																	
岐阜県小中学校教育研究会講師（1名）	岐阜県小中学校教育研究会揖斐郡支部養護教諭部会																	
岐阜県高等学校教育研究会講師（1名）	岐阜県高等学校教育研究会保健部会																	
高齢者権利擁護推進に係る看護実務者研修 講師（7名）	岐阜県福祉総合相談センター																	
新任保健師研修 講師（6名）	岐阜県保健医療課																	
保健師ステップアップ研修 講師（4名）	岐阜県保健医療課																	
中堅後期保健師研修 講師（2名）	岐阜県保健医療課																	
イ 大学本来の機能を活かし、調査研究や情報収集を行い、看護学教育や人材育成、看護実践の改善に係る課題解決に向けた創造的な提案を行うなど、シンクタンク的役割を果たす。	48	イ 保健師、看護師、助産師及び養護教諭等の人材育成、看護実践力の改善等について、本学看護研究センター事業をとおして研究的に提案を行う。	<p>イ 看護実践指導事業のうち「利用者ニーズを基盤にした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」を県医療整備課と連携して行った。退院支援における看護職者への教育支援のニーズは高く、県内42医療機関から、ベーシック研修に128名、フォローアップ研修に69名の参加があり、修了書はベーシック研修115名、フォローアップ研修68名に付与した。</p> <p>共同研究「保健師の実践能力の発展過程と現任教育のあり方」を通して、中堅保健師の人材育成について提案を行うとともに、岐阜県の各種研修会における講師派遣、及び文部科学省、大学基準協会、公立大学法人評議委員、看護系大学大学院、岐阜県看護協会、県内外の市町村における各種協議会等の委員・講師派遣を行った。</p>															

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 適正な教育研究組織及び教員配置 教育、研究、地域貢献の目標をより効率的・効果的に達成するため、必要な教育研究組織を構成し、教員を適正に配置する。
	(2) 教員の能力向上 より質の高い教育研究を実施するため、研修の充実など教員の能力開発を推進する。
	(3) 外部諸機関との連携 大学の教育研究活動の充実を図るため、県内の保健・医療機関、福祉施設など外部機関との効果的な連携体制を構築する。

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 適正な教育研究組織及び教員配置				
ア 本学が掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するための教員体制をつくり、これらを効果的に実行するための運営体制をつくる。 そのために、優れた資質を有する教員を確保し、組織的取組みによって、常にその能力の向上を図る体制をつくる。	49		中期計画達成済	
イ 看護学科の専門関連科目・教養科目、看護学研究科の基本科目においては、広い分野の非常勤講師を効率的に採用し、人材育成基盤の充実を図る。 専門看護師コース科目については、当該分野の専門性にふさわしい非常勤講師の採用を行い、教育の充実を図る。	50	ア 看護学部看護学科及び大学院看護学研究科の非常勤講師については、岐阜県内の大学等の諸機関と連携して、情報収集を図り、専門性に基づく配置により、教育内容の充実化を継続する。	ア 非常勤講師を採用する場合は、教育効果を検討し、本学の教育目標に適合する教員の確保に努めることとし、看護学科において「人体・治療学」「生涯発達論」「英語VI」「現代社会と哲学」の非常勤講師を、新たに採用した。 大学院においては特に看護専門性を審議し、大学院修了者、看護管理者等を非常勤講師として採用した。 専門看護師コース科目については、慢性（11名）、小児（13名）、がん（17名）の非常勤講師を採用し、教育の充実を継続した。	
ウ 専門科目については、臨地実習を含め看護学科の授業科目を担当できる教員体制の充実に努める。	51	イ 専門科目については臨地実習を担当できる教員の充足を図るため、産休、育休、欠員等で教員が欠けた場合は、任期付助教の活用も含め	イ 専門科目において臨地実習の質を確保するために、産休・育休で教員が欠けた状況に応じて任期付助教（1名）を採用した。	

第2ブロック

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
		て教育の質を維持する。		
(2) 教員の能力向上				
ア 本学の理念と目標に沿った教員育成をするために、ファカルティ・ディベロップメント等を実施する。	52	ア ファカルティ・ディベロップメント活動として、学生の主体的学修能力及び課題解決能力の育成、専門科目と専門関連科目の関連性の充実、研究倫理に関する研修、及び看護実践研究の活性化等の研修を組織的に企画し、実施する。	ア ファカルティ・ディベロップメント活動として次の企画を行い、ほぼ全教員が参加した。 ・「本学の将来の<教育>について：本学の学生の特徴・ニーズ、教育の現状と成果から考える」研修会（9月1日、参加率96%） ・「学生の主体的学習を促すための教育方法に関する研修会」（12月24日、参加率94%） ・「本学卒業者の生涯学習支援に関する研修会」（平成28年3月8日、参加率96%）	
イ 現場看護職と協働した教育体制強化のために、実習施設の看護職を含めたファカルティ・ディベロップメントを行う。	53	イ 実習施設別に教員と施設の看護管理者及び実習指導者が実習目的・学修成果を確認・共有し、組織的な指導体制整備による充実した体制を継続する。	イ 領域実習及び卒業研究の実習終了後に、各領域での振り返りを行い、その後本学担当教員と個々の施設看護責任者・実習指導看護職と意見交換し、次年度への実習教育体制について対応策を検討した（延べ144施設との意見交換会の実施）。	
(3) 外部諸機関との連携				
実習施設となる県内施設等の看護職者と連携を図り、看護サービスの質の向上と臨地実習の充実、卒業者の新任期の研鑽の場としての充実を図る。	54	ア 実習施設（保健、医療、福祉、教育機関）の看護管理者・臨地実習指導者との連携を深め、当該施設の看護課題の解決に向けた研究的取組みの支援による充実した連携体制を継続する。 イ 県内の主な実習施設及び卒業者が多く就業している医療機関の管理者と新任期の定着及び人材育成に関する意見交換を行い、職場定着支援、看護実践能力の育成支援を継続的に行う。	ア 本学の実習施設である県内医療施設による就職ガイダンス時に、医療施設看護管理者との懇談会を開催し、連携体制を深めた（看護部長及び看護副部長17名が出席）。また、臨地実習施設等との共同研究を継続して実施した。 イ 岐阜県総合医療センター及び羽島市民病院を訪問して「人材育成に関する意見交換会」を開催し、看護部長・副看護部長、本学卒業者9名、学長・領域責任者・看護研究センター教員等が看護実践能力の育成について意見交換するとともに、科学研究費助成事業「学士課程卒業者の看護実践能力獲得過程と生涯学習支援プログラムの開発」の成果により示した卒業者の支援ニーズと必要な支援プログラムについて共有した。	

○ 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 看護学部看護学科

看護学科は、開学時に定めた教育理念・教育目標に基づき教育課程を編成し、体系的に教育を展開してきた。開学後15年となる平成27年度は、教育理念・教育目標に立ち返り、その意味を確認し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定した。開学当初からは教員の交代もあるが、全教員が策定に参画することによって、本学科の教育の根幹となる理念・目標を教員間で共有することができ、教育課程の体系性を確認し、各看護学領域が担当する授業及び各授業科目の位置づけを考えることにつながった。

教育の展開においては、一年次生に対して、入学直後の時期に本学における学修について学生と教員の考えを共有し、学修への動機づけを高めるとともに大学での主体的な学習に向けた姿勢をつくることを目的として学修ガイダンスを実施した。その結果、看護への志向性・学修意欲は高く、将来働きたい看護の分野や関心領域があるものが多く学習意欲は高いが、スケジュール管理や自立した行動をとる等の基本的な学習態度は未熟であることがわかり、FD研修会で学生の特性に即した教育について意見交換した。また、学生の主体的な学習を促すための教育方法を検討するために、一・二年次の必修科目について、学生に課された授業時間外の課題を調査した。その結果を参考に、学生の主体的な学習を促すための教育における課題や工夫についてFD研修会で検討した。以上のとおり、平成27年度は、生涯学習の基盤づくりとしての学士課程教育の方法として重要と考えられる学生の主体的な学修支援について、学生側、教員側の現状を踏まえて検討することができた。

教育の成果としては、学生が本学卒業時点において看護職としての基礎能力を修得していることを保証するために、四年次に授業科目として看護学統合演習を実施し、看護実践能力にかかる学修到達状況の自己・他者評価に基づき、卒業時までに約半年かけて、学生が自身の能力向上に取り組み、教員による最終評価により、全学生において、学び続ける力が向上したことを確認することができた。また、これまでの本学科の教育の成果及び今後に向けた課題を明確にするために実施した本学卒業後10年以上の者（約240名）を対象とした質問紙調査の結果、大学時代に身についた能力は、「看護に対する興味や問題意識を常に持つ」「対象者へのよりよい看護を創造する」と回答したものが8割以上であり、本学科の教育は、質の高い看護を主体的に追求する態度の涵養につながっていると考えられた。

(2) 大学院看護学研究科

平成27年度は、博士前期課程11名、博士後期課程1名が修了した。博士前期課程のうち3名は、専門看護師コースの修了者（慢性看護1名、がん看護2名）であり、次年度、専門看護師認定審査を受ける予定である。

平成26年度に専門看護師コースを修了した3名（慢性看護2名、がん看護1名）に対しては、専門

看護師認定審査に向けて指導教員が中心となって相談・支援を行った。その結果合格し、本学修了者の専門看護師は11名（慢性看護4名、小児看護3名、がん看護4名）となった。

日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準の改訂に伴い、本研究科の教育目標である看護実践の場で活躍する専門性の高い人材の育成に向けて、教育課程を見直し充実させるために、平成25年度から臨床薬理を開講し、平成27年度は看護ヘルスアセスメントを開講した。また平成28年度開講に向けて病態生理学の開講準備を行った。

本研究科の博士前期課程の教育目標は、看護実践の具体的諸課題に焦点をあて、その問題解決能力の育成であり、平成18年度からFD研修会を継続実施し、4領域に共通した修士論文（専門看護師コースにあっては課題研究レポート）の指導方法の開発に取り組んでいる。修了時に実施している学生・同僚・上司による評価（三者評価）結果では、概ね博士前期課程の教育目標に合致した人材育成ができることが確認できた。

また平成26年度に全修了者調査を行い、修了者の大学院での教育内容や方法の評価を得るとともに、修了後の活動状況を明らかにし、その結果を平成27年度の紀要に報告した。

2 研究に関する目標を達成するための措置

教員が自己的専門性を深めると同時に、その成果が学部・大学院教育方法の開発に連動するように、研究活動は個人及び領域単位に主体的・計画的に行うことを継続して実施した。研究基盤づくりの一つとして文部科学省科学研究費助成事業申請に向けたFD研修会を実施し、さらに申請者は研究計画書の作成において領域教授及び領域責任教授の指導を受け、次に学部長・学長が申請書の内容を確認し、個別の面談により最終指導を行った。平成27年度は前年度に新規申請した9件のうち4件が採択され、教員の25%（14名：新規4名、継続10名）が科学研究費助成事業の研究代表者となった。研究成果を適切な方法で公表して外部評価を受けることができる機会として、本学紀要、関連する学会学術集会及び学会誌への投稿等があり、本学紀要への掲載は、原著2編、研究報告4編、資料7編で総数13編となった。また著書、学会誌等への論文掲載（欧文掲載を含む）、学会学術集会への発表（欧文発表を含む）、報告書編纂（文部科学省科学研究費助成事業研究成果報告書）等、各領域による専門的な発表が積極的になされるとともに、海外研修支援事業の活用により3名が国際看護系学術集会にて研究発表を行う等、質量ともに充実した。

共同研究事業の19研究課題はすべて研究倫理審査部会の審査を経て進めており、共同研究する看護職者の職場は医療・保健・福祉機関と岐阜県内の多くの分野に及んでおり、職種も看護師・保健師・助産師と多様であり、教員は研究的に取り組む過程で、看護実践課題への解決能力の向上と教育能力向上の発展に繋げている。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

本学は岐阜県内看護職者の生涯学習支援拠点としての役割を重視していることから、本学教員と現場看護職者が共に看護実践の改善改革を目指す共同研究事業及び看護実践研究指導事業等を継続的に推進した。共同研究事業は19課題に取り組み、「共同研究報告と討論の会」の開催では132名の看護職者の参加を得た。看護実践研究指導事業は4課題について各種研修会を含め実施したところ各種研修会における岐阜県看護職者のニーズは高く、下記のような状況であった。

県内医療機関の看護職者を対象に「利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」に関する研修会（講義とグループワーク）を県医療整備課と協働で行い、県内42の医療機関からベーシック研修に128名、フォローアップ研修に69名の参加者があり、研修後の課題レポート提出を踏まえ当該研修会の修了書（ベーシック研修115名、フォローアップ研修68名）を授与した。「地域における母子保健活動の充実に向けた研修会」では、地域で取り組む育児支援を考えることを目的とし2回の研修会を開催した。「地域で取り組む育児支援：医療施設・地域保健・子育て支援の連携を目指して」をテーマとして、第1回は助産師8名、保健師8名、第2回は助産師6名、保健師14名、看護師1名の参加があった。平成27年度から新たに開始した「看護の専門性を高める看護管理者のマネジメント能力向上に向けた支援」においては、「看護の専門性を高める看護管理者のマネジメントの現状と課題」をテーマにしたワークショップを開催（参加者31名）するとともに、継続的に学習会を開催し、延べ33人の参加があった。

看護人材育成の拠点として看護学科卒業者の就業定着を支援するために、卒後1年目交流会及び卒後2年目交流会を開催するとともに、卒業年次を限定しない卒業者交流会を学部同窓会との共催で開催した。また看護学科卒業者及び大学院修了者が比較的多く就業している県内2医療機関（岐阜総合医療センター、羽島市民病院）において看護部管理者と卒業者、学長・看護学領域責任教授及び看護研究センター教員が、それぞれの看護実践活動の状況と今後の看護実践の改善・改革を推進する課題及び本学が実施している生涯学習支援の活用に関する課題とその改善策について共有し、今後協働して取り組む体制について意見交換した。

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

本学学生の特徴・ニーズ及び教育の現状と成果から本学の将来の「教育」について討議することを目的とし学士課程教育に関する研修会を開催した。また、「学生の主体的学習を促すための教育方法に関する研修会」を12月に開催し、授業の事前・事後課題調査の結果に基づき、学生の主体的な学習を促すための教育の課題や工夫についてディスカッションを行い、本学の教育一人ひとりが自らの教育研究活動について考える機会とした。さらに教員が本学の専門関連科目における学生の学びを理解し、教育目標を効果的に達成できるように、平成26年度は、教養科目の教養基礎科目（日本語表現、情報と人間等14科目）

について学生の学びに関する状況と課題を共有したが、平成27年度は、教養選択科目（37科目）のうち、第1回教養・専門関連科目運営会議（7月）（全教員対象）において、科目群「人間の理解」（人間の歴史、認識と表現、コミュニケーション論、人間と道具、ジェンダー論、文学と人間）、第2回科目運営会議（11月）（全教員対象）において、科目群「地域社会の理解」（岐阜の自然、岐阜のくらしと経済、岐阜の文化、日本の自然と森林、日本の思想と社会、日本の歴史と文化の6科目）について、学生の学びに関わる状況と課題等を各科目の学内担当教員が説明し、共有した。教養選択科目のうち、科目群「世界の理解」（アジア文化論、現代国際関係論等17科目）及び科目群「体験型プログラム」（ボランタリーワークセミナー、森林文化体験セミナー等3科目）については、次年度以降に共有する計画とした。このように全教員を対象に計画的に、必要な課題についてFD活動を行い、教員の教育能力を研鑽した。

卒業者が就職している医療施設を訪問し「人材育成に関する意見交換会」を開催し、看護部、卒業者、大学教員が看護実践能力の研修方法について意見交換し、卒業者の実践能力向上の支援を継続して行うとともに、本学卒業者の卒業後の看護実践能力獲得過程について把握し、医療施設と大学が協働して支援する体制について検討を行った。

第3 ブロック

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置
1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 業務運営体制の構築	<p>機動的かつ弾力的な法人運営を行うために、理事長(学長)のリーダーシップが円滑に発揮できる体制を確立し、小規模法人にふさわしい業務運営体制を構築する。</p>												
	(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築	<p>効率的な業務運営を図るために、教員と事務職員の連携・協力体制を構築する。</p>												
	(3) 外部意見の反映	<p>役員や審議会委員に積極的に学外者の登用を図り、外部の視点を生かした幅広い法人運営を行うとともに、看護の現場に勤務する看護職の意見を反映した人材育成を行うなど、地域に開かれた法人運営を目指す。</p>												
	(4) 業務運営の適正化	<p>法人の業務運営の適正化を確保するため、内部監査の充実を図る。</p>												

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価			評価委員会による検証		
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等		
(1) 業務運営体制の構築													
ア 理事会を中心とした業務運営体制を構築するとともに、経営審議会及び教育研究審議会の意見を反映し、大学管理運営の強化を図る。	III	III	III	—	—	55		中期計画達成済					
イ 6年間の見通しに基づく業務実施体制を確立する。	III	III	III	III	III	56	法人化以降5年間の課題を整理し、第2期中期計画期間において実りある業務運営体制となるよう改編の検討を進める。	事務合理化を目指し、前年度末に臨時監査にて監事から受けた助言を基に、対策会議等の見直しを行った。結果、13種類の対策会議を8種類に統廃合することとし、平成28年度から新体制に移行していく。	III	III			
ウ 理事長、常勤理事等で構成する法人・大学管理運営会議を設置し、法人及び大学運営の迅速な意思決定を図る。	III	—	—	—	—	57		中期計画達成済					
(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築													

第3ブロック

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
教員と事務職員が各々の専門性を十分に發揮し、大学の掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するため、教授会と一体となって法人及び大学の運営に取り組む体制を構築する。	III	III	—	—	—	58		中期計画達成済	/	/	
(3) 外部意見の反映											
ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用する。	III	—	—	—	—	59		中期計画達成済	/	/	
イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し法人運営に活用する。	III	III	III	III	III	60	「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」の他、県内の看護関係組織等との交流の場を有効活用し、大学運営に反映させるための組織作りに向けた見直しを行う。	「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」を開催し、看護活動及び人材育成に関する課題の把握と今後の取組みに向けての意見交流を行った（平成27年6月22日開催 委員数10名 全員参加）。いただいた意見について議事録を作成し、大学HP上で公開した。	III	III	
(4) 業務運営の適正化											
ア 内部監査制度を構築するとともに、公認会計士など専門家による業務指導を踏まえ、法人の業務運営の適正化を図る。	III	III	III	—	—	61		中期計画達成済	/	/	
イ 内部監査に従事する職員の専門性の向上を図る。	III	III	III	III	III	62	職員全体の資質向上の方策となる機能的なチェックシートを作成する。	内部監査（平成27年9月9日実施）に向け、大学の関係規程に即した形になるよう、チェックシートの見直しを行った。	III	III	

第3 ブロック

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 人材の確保 ア 教員 大学の教育研究の質の維持向上を図るため、柔軟かつ多様な雇用形態や勤務形態を導入するなどにより、創造性豊かな教員の確保に努める。 イ 事務職員 計画的な採用等により、法人の特性にあった専門性の高い事務職員の確保に努める。 (2) 評価制度の構築 法人業務の質の向上を図るため、職員の能力・業績を適正に評価する制度について研究し、制度を構築する。

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 人材の確保 ア 教員											
(ア) 裁量労働制の導入など教員の勤務実態にあつた働きやすい環境整備により、教員の確保を図る。	III	III	III	III	III	63	教員間でコミュニケーションを図ることのできる空間を整備し、快適な執務環境とする。	研究室601を、教員が自由に歓談できる部屋として整備した。	III	III	教員が活用できる部屋を整備したことは評価できる。
(イ) 育児休業や欠員等に対する期間限定の任期付雇用制度を設ける。	IV	—	—	—	—	64		中期計画達成済			
イ 事務職員											
社会人採用枠等を含む事務職員プロパー化計画を作成し、法人職員を順次採用する。	—	III	III	III	III	65	法人化以降実施した職員採用試験の検証を行い、改善を図る。	これまでの採用実績を踏まえ、今後の採用のあり方を検討するとともに採用予定者の年齢構成案を作成した。	IV	IV	
(2) 評価制度の構築											

第3ブロック

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
職員の能力・業績に関しては、公正で、かつ、透明性の高い評価方法の仕組みを検討し、適切な評価制度を構築する。	III	IV	III	III	III	66	構築した教員評価制度に基づき、試行実施する。	平成28年度からの本格施行に向け、平成26年度に構築した評価制度を試行した。	III	III	

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 実施体制の充実 適正に事務組織を構成し、事務職員を配置するなど、法人業務の特性を踏まえた事務実施体制を構築する。
	(2) 事務職員の育成 業務運営の充実及び効率化を図るため、事務職員の研修の充実など能力開発や人材育成に努める。
	(3) 事務の効率化 事務の集約化・簡素化と適正な配分等により、事務処理の効率化を推進する。

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 実施体制の充実											
事務実施体制を隨時見直すとともに、その結果に基づき、事務職員の適正配置の基本方針を作成する。	-	III	III	III	III	67	事務職員体制の再構築に向けた検討を行い、素案を作成する。	機能的な業務体制の確立に向けて事務職員体制の見直しを行い、素案を作成した。	III	III	事務職員体制の素案を作成できたことは評価できる。
(2) 事務職員の育成											
事務職員の基礎的、専門的な能力向上を図るために、体系的な職員研修体制を整備する。	II	IV	-	-	-	68		中期計画達成済			
(3) 事務の効率化											
ア 大学の特性に適合した会計制度を構築し、各種事務処理手続の効率化を図る。	III	III	III	III	III	69	ア 業務運営の合理化及び効率化を目指し、創設した業務改善提案表彰制度を試行する。	ア 平成26年度に創設した業務改善提案表彰制度を試行した。2月まで隨時改善に繋がる提案を募集した結果、12件の提案があり、実施可能なものから順次実施していくこととした。	III	III	
イ 事務処理マニュアルの整備及び業務フローの見直しを進め、事務手続の合理化を図る。	III	III	III	III	III	70	イ 業務マニュアルの集中管理を行い、さらなる充実とバージョンアップを図る。	イ 各種マニュアルについて、各自が内容の更新をするとともに、体裁の統一、最新バージョンの一括管理を行った。	III	III	

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

中期目標	教育研究活動を円滑に実施するため、学生及び職員の健康の確保及び事故、犯罪、災害等の発生の未然防止に努める。 また、健康を脅かす事案や事故等が発生した場合に迅速に対応できる危機管理体制を整備する。									
	年度計画					法人による自己評価				

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 危機管理に関するマニュアル作成と体制の確立											
ア 危機管理マニュアルを作成し、危機時の対応方法を明示する。	一	III	III	II	III	71	ア 全ての危機事態に対応できる総体的な危機管理マニュアルを整備する。	ア 「危機管理対策の基本方針」に基づき整備した総体的な危機管理マニュアル「岐阜県立看護大学災害等対応マニュアル」を教職員及び学生に対し周知した。	III	III	
イ 安全管理の課題把握を確実に行い、これに基づく予防対策の推進、課題発生時の対処体制の充実を図る。	III	III	III	III	III	72	イ 安否確認訓練を継続して行い、学生及び職員の危機管理に対する意識の向上を図る。	イ 全学生及び教職員を対象とした安否確認訓練を実施し、危機管理意識の向上を図った（平成28年2月15日実施）。	III	III	
(2) 安全環境の確保と指導											
ア 学生、職員等にかかわる日常の安全環境の確保、防犯、防災や不適切な勧誘への対策・指導を充実させ、学内外に及ぶ安全を確保する。	III	III	III	一	一	73		中期計画達成済			
イ 地元教育委員会、警察署など地域関係者と適切な連携体制を確立する。	III	III	一	一	一	74		中期計画達成済			
(3) 健康危機管理と対策											

第3ブロック

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
ア 学生、職員など全学的に各種感染症の予防指導を推進する。	III	III	III	—	—	75		中期計画達成済	/	/	
イ 問題発生時には、健康危機管理の組織的な取組みができる体制を整備する。	III	III	—	—	—	76		中期計画達成済	/	/	
(4) 情報セキュリティポリシーの確立											
情報セキュリティを確保するため基本方針の策定、研修の実施により、情報資産の管理体制を確立する。	II	III	IV	III	II	77	危機管理対策と合わせた情報セキュリティポリシーの見直しを行う。 また、情報セキュリティ研修を継続して行う。	情報セキュリティ対策として、情報セキュリティポリシーや個人情報取扱マニュアルに基づき、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を策定した。 また、教職員に対し、情報セキュリティ研修を実施し、危機管理意識の向上に努めた（9月28日・10月2日・10月15日実施）。	III	III	情報セキュリティ対策は極めて大切であり、取り扱う情報の重要性を認識していただきたい。

○ 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

○ 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 復命研修の実施

情報共有のため、事務職員対象の復命研修を実施

<日 時> 平成28年3月9日(水) 13時30分～14時40分

<参加者> 事務職員18名

<発表内容> ①頭と体で学ぶストレスマネジメント(健康管理室保健師)

②ストレス対処法としてのヨガセラピー(同上)

③AEDの使用方法(同上)

④東海地区大学図書館協議会「図書館職員基礎研修(第5回)」(図書館司書)

○ 危機管理に関する目標を達成するための措置

(1) 消防訓練の実施

<日 時> 平成27年6月26日(火)

<対象者> 1年次生80名、教職員80名ほか

<参加者> 1年次生80名、教職員約40名、委託業者3名(清掃・ヘルプデスク)

<実施内容> 避難訓練、初期消火訓練、救急車機能説明、消火栓による放水訓練

(2) 安否確認訓練の実施

<日 時> 平成28年2月15日(月)

<対象者> 1年次生 80名

2年次生 80名

3年次生 79名

大学院生 26名

教員 55名

職員 27名

<有効回答> 242名(70%)

(3) 情報セキュリティ研修の実施

<日 時> 平成27年 9月28日 参加者:教職員36名

10月 2日 教職員11名

10月15日 教職員16名

<講 師> 総務担当國井主査

<実施内容> ①看護大の情報セキュリティ対策

②情報持ち出し(漏えい・紛失・盗難)対策

③フィッシング詐欺対策

④PCウイルス対策

⑤ソフトウェアのバージョン管理

第4 ブロック

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 外部資金の獲得 科学研究費補助金など外部資金の獲得に努める。
	(2) その他自己収入の確保 施設の有効活用について検討を行い、適正な使用料収入の確保に努める。

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 外部資金の獲得											
文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の採択率向上への対策等を行い、獲得に向けた申請を積極的に行う。	III	III	III	—	—	78		中期計画達成済	/	/	/
(2) その他自己収入の確保											
ア 学外者に対し、教育研究に支障のない方法で施設等を実費など適正な料金で開放する。	IV	III	—	—	—	79		中期計画達成済	/	/	/
イ 財務内容により教育研究のサービス低下に繋がることのないよう、受益者負担の原則に基づく利用者の応分の負担を検討する。	III	III	III	—	—	80		中期計画達成済	/	/	/

第4 ブロック

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中期目標	職員のコスト意識の改革や事務処理の効率化等により、法人運営経費の抑制に努める。									
------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 役員及び職員の経営感覚やコスト意識を高める。	III	III	III	—	—	81		中期計画達成済			
(2) 管理的経費の削減を図る。	III	III	III	III	III	82	予算編成方針に定める配分予算の95%執行を目指す。	年度末に、配分予算の執行率チェックを行い、95%執行が達成できた。	III	III	予算執行率95%を達成できたことは評価できる。

第4 ブロック

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

中期目標	適正な資金管理を行い、資金の安全かつ効率的・効果的な運用に努める。									

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
資金については、運用基準を定め、安全かつ効率的な運用を図る。	III	III	III	—	—	83		中期計画達成済	/	/	

第4 ブロック

- 財務内容の改善に関する特記事項

特記事項なし

第4 ブロック

第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

中期目標	教育研究活動及び法人運営について、定期的に自己点検及び評価を行うとともにその結果に基づく改善措置を実施する。 また、自己点検及び評価の結果を定期的に公表する。									

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 毎年度末に、自己点検・評価結果に基づく改善措置を計画し、次年度の取組みとして推進する。	III	III	III	—	—	84		中期計画達成済			
(2) 機関別認証評価については、7年毎に財団法人大学基準協会で受審する。	III	III	III	—	—	85		中期計画達成済			

第4 ブロック

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

中期目標	県民に対する説明責任を果たすため、法人の諸活動の実績等について適切な方法で公表し、法人運営の透明性を図る。									

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			評定	検証	判断理由等	
(1) 本学の研究紀要等の研究成果物はホームページ上でも公表する。	III	III	—	—	—	86		中期計画達成済			
(2) 法人運営の透明性を進め、県民に対する説明責任を果たすため、財務諸表等のほか、大学の運営状況についても、ホームページで公表する。	III	III	III	III	III	87	利用しやすく、分かりやすいホームページを構築し、以後の速やかな情報更新に努める。	利用しやすく、分かりやすい情報提供を心がけて新しいホームページを構築した。また、情報の更新については、隨時、速やかに行った。	III	III	新しいホームページを構築したことは評価できる。

第4 ブロック

- 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

特記事項なし

第4 ブロック

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

中期目標	良好な教育研究の環境を確保するため、法人の施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。									

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 本学の理念と目標に向けた図書館の蔵書充実を図る。	III	III	III	III	III	88	(1) 教養・専門関連科目運営委員会と協働し、教養科目に関する図書の充実を進める。	(1) 教養科目に関する図書の充実、学生の主体的な学習の推進を目的とし、平成26年度から2カ年をかけ、図書館と教養・専門関連科目運営委員会が協働で、非常勤講師から学生の学びを深める図書やDVDの推薦をいただく取組みを行った。推薦のあった232点のうち、既所蔵分を除き、平成26年度に49点、平成27年度に72点を新たに所蔵した。	III	III	
(2) 施設の整備については、中長期的な計画を策定する。	—	III	—	—	—	89		中期計画達成済			
(3) 施設、設備等の適切な維持管理を行い、有効な活用を図る。	III	III	II	III	III	90	(2) 定期的に内部の検査を計画し、実施する。	(2) 定期的に施設・設備の点検を行い、要修繕箇所等について随時把握した。第一次中期維持修繕計画の全面的な見直しに際し、この結果を適切に反映させ、第二次中期維持修繕計画を策定した。	III	III	第2期中期修繕計画を策定したことは評価できる。

2 倫理に関する目標を達成するための措置

中期目標	良好な教育研究活動や職場環境の維持を図るため、学生及び職員の倫理観を高め、人権意識の向上に積極的に取り組むとともに、ハラスメント等の行為の発生の未然防止と対応体制の確立を図る。また、法人が行うすべての業務において、個人情報の管理を確実に行い、管理方法の点検を推進する。					

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 法人の倫理綱領を策定し、これを遵守し、人権意識の向上に積極的に取り組むとともに、個人情報の管理を確実に行う。	III	III	III	III	III	91	(1) 学生及び職員の倫理観を高めるための指導を継続して行う。特に、新規採用職員への指導を充実させる。	(1) 新規採用職員を含め、全教職員を対象に、コンプライアンス研修を実施した。(平成27年9月1日・平成28年2月17日)	III	III	
(2) 本学のあらゆる場面におけるハラスメント防止について、関係する人々への啓発に努め、防止対策・相談窓口の充実を図る。	III	III	III	III	III	92	(2) ハラスメントに関する研修会を継続して開催するとともに、学内相談員のみでなく、学外相談員を新たに設置する。	(2) ハラスメントに対する認識を深めるため、教職員及び学生に対し、外部講師による研修会を実施した。 学生向け 平成27年4月21日(火) 教職員向け 平成28年2月29日(月) また、カウンセラー(臨床心理士)に学生・教職員向け外部相談員として依頼し、相談体制を整備した。	III	III	
(3) 研究費を含む経費の不正使用を防止する。	III	III	III	—	—	93		中期計画達成済	/	/	

第4 ブロック

3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

中期目標	環境保護や省エネルギー化を推進し、環境に配慮した法人運営を図る。									

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 環境に配慮した省エネルギー計画を作成し、積極的に進めめる。	III	III	II	—	—	94		中期計画達成済	/	/	/
(2) 本学にふさわしい環境の保護に関する基本方針を策定する。	III	III	III	—	—	95		中期計画達成済	/	/	/

○ その他業務運営に関する特記事項

○ 倫理に関する目標を達成するための措置

(1) コンプライアンス研修の実施

<日 時> 平成27年9月 1日 (火) 参加者: 教職員 68名
 平成28年2月 17日 (水) 参加者: 教職員 3名

<講 師> 総務担当 中川課長補佐

- <内 容>
 - ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について
 - ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて
 - ・科研費ハンドブック～より良く使っていただくために～（研究者用） 2015版
 - ・公立大学法人岐阜県立看護大学科学研究費事務取扱要綱
 - ・研究倫理映像教材「THE LAB」日本語版の概要
 - ・C I T I J a p a n プロジェクトとは

*参加者全員から、コンプライアンスに関する誓約書を徴取

*「岐阜県立看護大学研究倫理教育プログラム」を定め、教員はコンプライアンス研修を必須受講とした。

(2) ハラスメント研修の実施

ハラスメントに対する認識を深めるため、外部講師による研修会を実施

①学生向け研修会

<日 時> 平成27年4月 21日 (火) 14時40分～16時10分
 <テーマ> 「大学生とハラスメント」
 <講 師> 名古屋大学ハラスメント相談センター相談員
 <参加者> 80名（一年次生対象）

②教職員向け研修会

<日 時> 平成28年2月 29日 (月) 13時00分～14時30分
 <テーマ> 「大学とハラスメント～事例を通して考える～」
 <参加者> 教職員 58名
 <内 容> 講義30分 講 師: 名古屋大学ハラスメント相談センター相談員
 グループワーク60分 職位毎5～6人で実施
 終了後、アンケートを実施

第4 ブロック

第6 予算、収支計画及び資金計画
1 予算

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区分	金額	区分	金額	区分	金額
収入		収入		収入	
運営費交付金	4, 035	運営費交付金	698	運営費交付金	681
自己収入	1, 373	自己収入	231	自己収入	231
授業料等収入	1, 295	授業料等収入	216	授業料等収入	215
雑収入	78	雑収入	15	雑収入	15
計	5, 408	寄付金収入	0	寄付金収入	0
		目的積立金取崩	60	目的積立金取崩	52
		計	989	計	966
支出		支出		支出	
業務費	4, 814	業務費	876	業務費	807
教育研究経費	1, 001	教育研究経費	225	教育研究経費	204
人件費	3, 813	人件費	651	人件費	603
一般管理費	594	一般管理費	113	一般管理費	95
計	5, 408	計	989	計	902

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているので、合計額と一致しないことがあります。

第4 ブロック

2 収支計画

中期計画		年度計画	実績
区分	金額	区分	金額
費用の部	5, 536	費用の部	969
経常費用	5, 509	経常費用	969
業務費	4, 455	業務費	826
教育研究経費	642	教育研究経費	176
人件費	3, 813	人件費	650
一般管理費	594	一般管理費	107
財務費用	8	財務費用	1
雑損	0	雑損	0
減価償却費	452	減価償却費	35
臨時損失	27	臨時損失	0
収益の部	5, 536	収益の部	916
経常収益	5, 509	経常収益	916
運営費交付金収益	3, 961	運営費交付金収益	698
授業料等収益	1, 295	授業料等収益	187
財務収益	0	寄付金収益	0
雑益	78	財務収益	0
資産見返運営費交付金等戻入	7	雑益	14
資産見返物品受贈額戻入	168	資産見返運営費交付金等戻入	6
臨時利益	27	資産見返寄付金戻入	1
		資産見返物品受贈額戻入	10
		臨時利益	0
純利益	0	純利益	△53
総利益	0	目的積立金取崩益	53
		総利益	0

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているので、合計額と一致しないことがあります。

第4 ブロック

3 資金計画

中期計画		年度計画	実績
(単位：百万円)		(単位：百万円)	(単位：百万円)
区分	金額	区分	金額
資金支出	5, 408	資金支出	989
業務活動による支出	5, 050	業務活動による支出	953
投資活動による支出	73	投資活動による支出	16
財務活動による支出	285	財務活動による支出	20
次期中期計画期間への繰越金	0	次期中期計画期間への繰越金	0
資金収入	5, 408	資金収入	989
業務活動による収入	5, 408	業務活動による収入	989
運営費交付金による収入	4, 035	運営費交付金による収入	698
授業料等による収入	1, 295	授業料等による収入	216
その他の収入	78	寄付金収入	0
投資活動による収入	0	その他の収入	15
財務活動による収入	0	目的積立金取崩収入	60
		投資活動による収入	0
		財務活動による収入	0

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているので、合計額と一致しないことがあります。

第4 ブロック

第7 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1億円 【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	1億円 【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	該当なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

第9 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	平成22～26年度の剰余金を合わせた1億8千3百万円を目的積立金とし、このうち5千2百万円を取り崩して、教育研究の質の向上、組織運営、施設設備の改善に充てた。 使途の内容：照明LED工事、HPリニューアル、実習室関係備品整備、実習室録画編集機器整備、実習用自転車保管庫、海外研修費等

第10 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

第4 ブロック

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置（通し番号63～66）に記載のとおり

3 中期目標の期間を超える債務負担

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

5 その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし